

測定事業請負契約書

1. 事業名 境界検測（沖縄森林管理署 不要存置林野）
2. 事業量 境界検測 = 36点 0.9 km
境界測量 = 点 km
3. 事業場所 沖縄県八重山郡与那国町字鬱川3027-1 鬱川不要存置林野
4. 事業期間 自：令和 年 月 日（契約締結の翌日から）
至：令和 8年 2月 27日
5. 請負金額 一
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 一)
6. 契約保証金 一
7. 成果品納入場所 沖縄森林管理署

8. 特約条項

上記の事業について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帶して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令 和 年 月 日

発注者 (住所) 沖縄県那覇市壺川3-2-6 壺川ビル3F

分任支出負担行為担当官

沖縄森林管理署長 神山 真吾

㊞

請負者 (住所)

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請負者 (住所) ○○県○○市○○町○○○○

○○○○株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

㊞

契 約 条 項

(総 則)

第1条

発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする測定事業の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2. 受注者は、契約書記載の事業（以下「事業」という。）を契約書記載の事業期間（以下「事業期間」という。）内に完成し、契約の目的物（以下「成果品」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負金を支払うものとする。

3. 事業を完了するために必要な一切の手段（以下「実行方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4. 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5. この契約書に定める催告、請求、通知、提出、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6. この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7. この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8. この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9. この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10. この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11. この契約に係る訴訟の提起又は調停（第53条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12. 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行つたものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連事業・関連工事の調整)

第2条

発注者は、受注者の実行する事業と発注者の発注に係る第三者の実行する他の事業又は第三者の施工する他の工事が実行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実行につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う事業又は工事の円滑な実行又は施工に協力しなければならない。

(請負金額内訳書及び工程表の提出)

第3条

受注者は、計画図書、仕様書に基づき、所定の様式により請負金額内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、事業着手前までに発注者に提出し、その承諾を受けなければ事業に着手してはならない。

2. 発注者は、前項により提出された内訳書又は工程表の内容に不適当と認められるものがあるときは、受注者と協議の上、修正させることができる。

3. 前2項の規定は、内訳書又は工程表を変更する場合についても準用する。

(契約の保証)

第4条

受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
2. 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負金額の10分の1以上としなければならない。
3. 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第48条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
4. 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
5. 請負金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2. 受注者は、成果品（未完成の成果品及び事業を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第6条

受注者は、この契約の履行について、事業の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2. 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3. 受注者は、事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。ただし、再委託ができる事業は、原則として請負金額に占める再委託金額の割合（以下「再委託化率」という。）が50パーセント以内の事業とする。

4. 発注者は、受注者から再委託により事業を行いたい旨の申出があった場合は、当該再委託者が雇用する労働者に関する資料等を確認した上で、再委託の可否を判断するものとする。

5. 受注者は、第3項の承諾を受けた再委託について、その内容を変更する必要が生じたときは、書面により、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

6. 受注者は、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の住所、氏名及び事業の範囲を記載した書面を、第3項の承諾の後、速やかに、発注者に届け出なければならない。

7. 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は事業の範囲を変更する必要がある場合には、第5項の変更の承諾後、速やかに前項の書面を変更し、発注者に届け出なければならない。

8. 発注者は、前二項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受注者に対し必要な報告を求めることができる。

9. 事業を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第3項及び第5項から前項までの規定は、適用しない。

(下請負人の通知)

第7条

発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができます。

第7条の2

受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない事業者（当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入事業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2. 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該事業者と下請契約を締結しなければ事業の実行が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入事業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入事業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第8条

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている実行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその実行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条

発注者は、この事業に係る監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2. 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾及び協議
- (2) 事業進捗状況の管理、立会い、事業実行状況の検査及び材料の検査（確認を含む。）
- (3) 本事業及びその関連する事業に係る事業進捗状況等の調整
- (4) 第13条に規定する支給材料及び貸与品の授受

3. 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときには当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4. 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
5. 発注者が監督職員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、提出、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
6. 発注者が監督職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者)

第10条

受注者は、現場業務をつかさどる現場代理人及び測量技術上の管理を行う主任技術者を定め、事業の着手前に書面によりその氏名その他必要な事項を発注者に届け出なければならない。現場代理人及び主任技術者を変更した場合も同様とする。

2. 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。
3. 主任技術者は、測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士の資格を有し、かつ、測量に関し14年以上の実務経験を有する者でなければならない。
4. 現場代理人は、この契約の履行に関し、事業現場に常駐し、発注者又は監督職員の指示に従い、事業現場の取締りその他事業の実施に関する一切の事項を処理しなければならない。

(現場代理人等に対する措置請求)

第11条

発注者は、現場代理人若しくは主任技術者又は受注者の使用人若しくは第6条第3項の規定により受注者から事業を委任され、若しくは請け負った者がその事業の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
3. 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
4. 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に書面により通知しなければならない。

(履行報告)

第12条

受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第13条

- 発注者が受注者に支給又は貸与する材料の品名、数量、品質、規格、引渡場所及びその他の事項については、仕様書の支給材料及び貸与品目録に記載したところによる。
2. 受注者は、前項の支給材料又は貸与品を受領したときは、その都度、受領書又は借用書を発注者に提出しなければならない。
 3. 受注者は、支給材料又は貸与品を、この事業以外の用途に使用してはならない。
 4. 受注者は、支給材料又は貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 5. 受注者は、この事業の完了、設計図書の変更等によって支給材料又は貸与品が不用となったときは、直ちに発注者に返還しなければならない。

6. 受注者は、故意又は過失により支給材料若しくは貸与品を滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(設計図書と事業内容が一致しない場合の修補義務)

第14条

受注者は、事業の実行部分が設計図書又は監督職員の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由による場合であって、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条

受注者は、事業の実行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で成果品の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で成果品の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第16条

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は事業に関する指示（以下この条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事業の進行管理)

第17条

発注者は、受注者の行う事業の適正な進行管理を行うため必要なときは、進行状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(事業の中止)

第18条

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより事業現場の状態が著しく変動したため、受注者が事業を行うことができないと認められるときは、発注者は、事業の中止内容を直ちに受注者に通知して、事業の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、事業の中止内容を受注者に通知して、事業の全部又は一部を一時中止させることができる。

3. 発注者は、前2項の規定により事業実行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者が事業の続行に備え事業実行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い事業期間の禁止)

第19条

発注者は、事業期間の延長又は短縮を行うときは、この事業に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により事業等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による事業期間の延長等)

第20条

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連事業又は工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により事業期間内に事業を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に事業期間の延長変更を請求することができる。

2. 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、事業期間を延長しなければならない。発注者は、その事業期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による事業期間の短縮等)

第21条

発注者は、特別の理由により事業期間を短縮する必要があるときは、事業期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2. 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(事業期間の変更方法)

第22条

事業期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が事業期間の変更事由が生じた日（第20条の場合にあっては、発注者が事業期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が事業期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負金額の変更方法等)

第23条

請負金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3. この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(臨機の措置等)

第24条

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならぬ。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2. 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3. 監督職員は、火災等の災害防止その他事業の実行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4. 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第25条

成果品の引渡し前に、成果品に生じた損害その他事業の実行に関する生じた損害（次条第1項又は第27条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第52条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第26条

事業の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第52条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2. 前項の場合その他事業の実行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第27条

成果品の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、事業の出来形部分、仮設物又は事業現場に搬入済みの測量機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2. 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第52条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3. 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4. 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（事業の出来形部分、仮設物又は事業現場に搬入済みの測量機械器具であって立会いその他受注者の事業に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下第6項において「損害合計額」という。）のうち、請負金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5. 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 事業の出来形部分に関する損害

損害を受けた事業の出来形部分に相応する請負金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は測量機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は測量機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該事業で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果品に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6. 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、

「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負金額の変更に代える設計図書の変更)

第28条

発注者は、第8条、第14条から第16条まで、第18条、第20条、第21条、第24条、第25条、第27条又は第31条の規定により請負金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(事業の完了及び検査)

第29条

受注者は、事業を完了したと認めるときは、速やかに事業完了届を発注者に提出しなければならない。

2. 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の事業完了届を受理したときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、事業の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、受注者は、発注者又は検査職員が行った検査結果に対して異議を申し立てることができない。

3. 受注者は、前項の検査に合格しなかったときは、発注者又は監督職員若しくは検査職員の指示により、これを修正し、再度発注者又は検査職員の検査を受けなければならない。この検査については、前2項の規定を準用する。

4. 合格した検査に係る事業完了届を発注者が受理した日が、事業期間の末日後である場合は、事業期間の末日の翌日から合格した検査に係る第1項の事業完了届又は第3項において準用する第1項の事業完了届を受理した日までの日数を、受注者の履行遅滞日数として取り扱うものとする。

5. 発注者が受注者に対し第2項又は第3項において準用する第2項の検査に合格した旨を通知したときをもって、事業の全部を完了したものとし、成果品について、発注者は受注者から引渡しを受けたものとみなす。

(請負金の支払い)

第30条

受注者は、前条第2項（同条第3項の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者は、支払請求書を発注者に提出しなければならない。

2. 発注者は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、支払請求書を受理した日から起算して30日以内に請負金を支払わなければならない。

3. 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する検査の期限までに検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果品の使用)

第31条

発注者は、第29条第5項の引渡し前においても、成果品の全部又は一部を、受注者の承諾を得て使用することができる。

2. 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3. 発注者は、第1項の規定により成果品の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第32条

受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の事業完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2. 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3. 受注者は、請負金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4. 受注者は、請負金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負金額の10分の4を超えるときは、受注者は、請負金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5. 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

6. 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第33条

受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2. 受注者は、前項に定める場合のほか、請負金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3. 受注者は、前払金額の変更を伴わない事業期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第34条

受注者は、前払金をこの事業の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この事業において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料又は保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額を除き、この事業の現場管理費及び一般管理費等のうちこの事業の実行に要する費用の支払いに充当することができる。

（部分払）

第35条

受注者は、事業の一部が完了してその区分が明らかなものについては、部分完了届を提出して、当該部分の検査を発注者に請求することができる。

2. 発注者又は検査職員は、前項の請求があった場合において、同項の検査を行うことが適当であると認めるときは、当該請求があった日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書の定めるところにより、同項の検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、受注者が検査に立ち会わず、又は立ち会うことができないときは、受注者は、発注者が行った検査結果に対して異議を申し立てることができない。

3. 第1項の請求があった場合において、発注者が同項の検査を行なうことが適当でないと認めるときは、その理由を明らかにして、その旨を受注者に通知しなければならない。

4. 発注者が受注者に対し第2項の検査に合格した旨を通知したときをもって、その合格した部分について、発注者は受注者から引渡しを受けたものとみなす。

5. 受注者は、事業完了前に前項の規定に基づく部分検査に合格したものがあるときは、その部分検査合格分及び部分検査合格分において使用した設計図書に基づく事業に使用する材料に相当する請負金額（以下「請負金相当額」という。ただし、既に部分払金の支払いがあり、再度部分払の請求をする場合においては、請負金相当額から既に部分払の対象となった請負金相当額を控除した額とする。）の10分の9以内の範囲において、部分払を所定の手続に従って請求することができる。

6. 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、請負金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額}/\text{請負金額})$$

7. 部分払金の支払いについては、第30条の規定を準用する。この場合において、同条中「検査」とあるのは「部分検査」と、「請負金」とあるのは「部分払金」と、同条第3項中「前条第2項に規定する検査の期限まで」とあるのは「部分完了届を受理した日から起算して10日以内」と読み替えるものとする。

(部分引渡し)

第36条

成果品について、発注者が設計図書において事業の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分に係る事業が完了したときは、第29条中「事業」とあるのは「指定部分に係る事業」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、第30条中「請負金」とあるのは「部分引渡しに係る請負金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2. 前項の規定により準用される第30条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る請負金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定に基づき準用される第30条第1項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負金の額} = \text{指定部分に相応する請負金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負金額})$$

(第三者による代理受領)

第37条

受注者は、発注者の承諾を得て請負金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2. 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第30条（第36条において準用する場合を含む。）又は第35条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(部分払金等の不払に対する事業実行の一時中止)

第38条

受注者は、発注者が第32条、第35条又は第36条において準用される第30条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、事業の全部又は一部の実行を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2. 発注者は、前項の規定により受注者が事業を一時中止した場合において、必要があると認められるときは事業期間若しくは請負金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第39条

発注者は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2. 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3. 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第40条

発注者は、事業が完了するまでの間は、次条又は第42条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2. 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第41条

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、事業に着手すべき期日を過ぎても事業に着手しないとき。
- (2) 事業期間内に事業が完了しないとき又は事業期間経過後相当の期間内に事業を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条第1項の主任技術者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第39条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第42条

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負金債権を譲渡したとき。
- (2) 契約の成果品を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された成果品に契約不適合がある場合において、その不適合が成果品を除去した上で再び事業を実施しなければ、契約の目的が達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負金債権を譲渡したとき。
- (9) 第44条又は第45条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ. 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時測量業務等の契約を締結する事務所の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

- ロ. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 二. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ. 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト. 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（11）この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（12）この契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

（13）第11号及び前号に掲げる場合のほか、この契約について、不正行為をしたとき。

（14）受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

イ. 暴力的な要求行為

ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ. 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

ホ. その他前各号に準ずる行為

2. 受注者は、この契約に関して受注者又は受注者の代理人が前項第11号又は第12号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第43条

第41条各号又は前条第1項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第44条

受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第45条

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第16条の規定により設計図書を変更したため請負金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第18条の規定による事業の全部の中止期間が事業期間の10分の5（事業期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が事業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の事業が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第46条

第44条及び前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第47条

発注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び当該検査部分に使用した設計図書に基づく事業に使用する材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負金を、受注者に支払わなければならない。

2. 前項の場合において、第32条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第35条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項の出来形部分に相応する請負金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第41条、第42条又は次条第3項の規定によるときには、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ國の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第40条、第44条又は第45条の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

3. 受注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4. 受注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5. 受注者は、この契約が事業の完了前に解除された場合において、事業現場に受注者が所有又は管理する事業に使用する材料、測量機械器具、仮設物その他の物件（第6条第3項の規定により、受注者から事業の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

6. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、事業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7. 第3項前段及び第4項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条、第42条第1項又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第40条第1項、第44条又は第45条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段、第4項後段及び第5項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

8. 事業の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第48条

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 事業期間内に事業を完了することができないとき。
- (2) この成果品に契約不適合があるとき。
- (3) 第41条又は第42条の規定により、成果品の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2. 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第41条又は第42条の規定により成果品の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果品の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3. 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4. 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5. 第1項第1号の場合においては、発注者は、請負金額から出来形部分に相応する請負金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができるものとする。

6. 第2項の場合（第42条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第49条

受注者（共同事業体にあっては、その構成員を含む。）が次のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負金額（契約締結後請負金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、発注者は、受注者に対して書面により請求するものとする。

- (1) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人に、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものといい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) この契約に関し、前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対し、納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

2. この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負金額の10分の1に相当する額のほか、請負金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3. 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならぬ。

4. 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5. 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の損害賠償請求等）

第50条

受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第44条又は第45条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2. 第30条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による請負金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第51条

発注者は、引き渡された成果品に関し、第29条第5項（第36条においてこの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2. 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3. 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4. 発注者が第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5. 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6. 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

7. 引き渡された成果品の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適当を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第52条

受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを持ちに発注者に提示しなければならない。

(あっせん又は調停)

第53条

この契約書の各条項において発注者と受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、第三者のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、現場代理人又は主任技術者の事業の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から事業を委任され、又は請け負った者の事業の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第11条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は前項のあっせん又は調停を請求することができない。

3. 第1項のあっせん又は調停の方法は、受注者の意見を聴いた上で発注者が決定するものとする。

(契約外の事項)

第54条

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

測定事業作業仕様書

I 総則

1. 趣旨

この事業は、林野庁測定規程、（以下「規程」という。）、国有林野森林図式、同適用細則（以下「図式等」という。）及び設計図書のほか、本仕様書に基づいて実施するものとする。

2. 遵守事項

事業実行に当たり、隣接地所有者等に対しては、厳正、かつ、毅然とした態度で臨むとともに、国有林野の境界の権威を失墜するような言動や行動はこれを厳に慎むものとする。

3. 障害物の除去等

(1) 測量支障木等障害物の除去については、必要最小限度にとどめることとし、あらかじめ国有林野にあっては管轄森林事務所森林官等に、民有地にあっては隣接地所有者又はその管理者に連絡してその承諾を得るとともに、事後に監督職員に報告するものとする。

(2) 測量支障木を伐採する場合には、努めて根際から伐り、枝払いを行うなど植栽木等の生育の妨げとならないよう留意するものとする。また、隣接地が道路、水路、農耕地等の場合には、伐採木が交通や農作物等への支障とならないよう直ちに除去するものとする。

(3) 保安林等の法的制限等がある箇所において、境界の調査又は測量のための支障となる木竹を伐採しようとするとき、又は境界標を埋設しようとするときは、必要な手続きをしなければならないので留意する。

4. 測量機器及び計算プログラムの点検等

測量作業に使用する観測機器は、測定規程第25条第2項に定める第三者機関の検定、又は同条第3項に定める自社検定を受けたものでなければならない。また、平均計算に使用するプログラムは、第三者機関又は自社により点検を行ったものを使用しなければならない。

5. 測量手簿等の記載

(1) 手書きによる測量手簿

ア. 硬質の鉛筆を用い、楷書で明瞭に記入するものとする。

イ. 記入した数字又は文字を訂正する場合には、訂正した数字又は文字が判読できるように2本線により抹消し、正しい数字又は文字をその上側に記入すること。

ウ. 抹消する数字は全数値とするが、単位以下の数値の場合は単位以下の数値のみ抹消するものとする。

(2) 電算処理による測量手簿

電算処理による測量手簿の帳票書式は、規程に定める書式を標準とし、システムについては、観測データ入力で自動計算処理ができるものとする。なお、用紙はやや厚めで印刷すること。

6. 檢算

(1) 測量手簿の検算は、2回以上行うものとする。

(2) 檢算のチェックは、1回目は黒鉛筆、2回目は赤鉛筆によるものとし、3回目以降は、緑及び青以外の色を選ぶものとする。

7. 距離の換算方法

間をメートルに換算する場合は、間数を0.55で除すか、又は20/11(1.81818181)を乗じ、単位以下4位を四捨五入し、3位止めとする。ただし、既往の成果が 単位以下2位の場合で、単位以下3位を必要としない場合は、2位とすることができます。

8. 測量手簿等の取りまとめ

測量手簿等の取りまとめに当たっては、規程に基づき処理し、不明な点は監督職員の指示を受けるものとする。

9. 支給材料及び貸与品

この請負事業に係る支給材料及び貸与品は、支給材料及び貸与品目録（様式6）に記載したところによるものとする。

10. 提出書類等の様式

この請負契約に係る提出書類等の様式は、別に定めるところによるものとする。

11. その他

計画図書、本仕様書及び測量業務摘要に定めのない場合、その他疑義を生じた場合は、監督職員の指示を受けるものとする。

II 図根測量

1. 選 点

(1) 図根点は、選点計画図に基づき、境界点又は境界点付近（原則として国有林野内で、かつ、境界線から50m以内）の適所（崩壊、土埋等のおそれがなく、今後の境界測量に便利な箇所）に選定するものとする。

(2) 選点作業が終了したときは、直ちに選点図、点の記及び平均図を作成し、監督職員にその良否について協議するものとする。

なお、点の記には、図根点設置箇所を中心として、周辺の道路、最寄りの地区、目印となる建物又は工作物を示した略図を記載し、図根点への道順がわかるようにするものとする。

2. 図根点標識の埋設

図根点標識は、規程第66条第4項の規定に基づき埋設するものとする。

3. 観 測

観測は、規程第69条から第74条までの規定に基づき行うものとする。なお、与点との関係からこの方式による観測が困難な場合には、監督職員の指示を受けるものとする。

4. 計 算

計算は、規程第75条から第78条までの規定に基づいて行うものとする。

5. 成果等の整理

成果等の整理は、規程第80及び第81条に規定するもののほか、納入成果品内訳書に定めるとおりとする。

III 境界測量

1. 測量の基準点

(1) 境界測量の基準点は、測系計画図書に示す出発点及び結合点とする。

(2) 視準する三角点及び図根点等の測標は、所定の精度を保持できるものでなければならない。

(3) 測系計画図書に示された視準点が天候その他の事情により視準できないときは、他の視準点を使用することができる。

(4) 境界測量は、規程第35条に基づいた表示を基準として行うものとする。

2. 測量の方法

測量の方法は、規程第87条及び第89条の規定のほか、次によるものとする。

(1) 距離の測定は、規程第84条に掲げる機器又はこれと同等以上の精度を有する機器により直接測定する。

(2) 放射測量において、一方の測定にとどめる場合又は測点から放射を必要とする場合は、監督職員の承認を得ること。

(3) 測系のなかばの境界点において、三角点又は図根点の測標が観測できるときは、水平角及び距離を測定すること。

3. 境界測量手簿

(1) 境界測量手簿（以下「手簿」という。）は団地ごとに位置図及び見取図を添付し、表紙を用いて整理するものとする。

(2) 手簿の記入方法は、次によるものとする。

ア. 測系ごとに別項とし、その測系に該当する国有林名、所在地番号等の必要事項を記入する。

イ. 点の番号及び境界標の種類は、現地で確認の上記入する。

ウ. 点の標識の記号は、測点の標識を図式に基づき記入する。

エ. 点の標識の記号の大きさは、図式によりやや大きめとし、無標は黒点（・）とする。

- オ. 三角点又は図根点を境界点として併用しているときは、その境界番号を括弧書きで併記する。
カ. 二次測系以降の測系については、基準とした測系番号を記事欄に記入する。

4. 見取図

- (1) 見取図は、規程第92条の規定のほか、次の方法により作成するものとする。
- ア. 境界点、測点等は、角度、距離等を参照してフリーハンドで表示する。
- イ. 境界付近の地形は、等高線（目測10mを標準）により表示する。
- ウ. 境界点の番号は、原則として5点ごとに国有林側に記入する。ただし、補点がある場合は、補点及びその前後の境界番号も記入する。
- エ. 放射測量の測線は、視準点側を3分の1程度破線で表示する。
- オ. 基準点から他の基準点を視準した視準線は矢印をつけた視準線とし、視準点名又は番号を記入する。（例→ ○○三角点方向）
- カ. 縮尺は5000分の1を標準とする。ただし、錯綜した境界にあっては、任意の縮尺で拡大製図を行い測系相互の関係を明らかにする。
- キ. 方位、縮尺、測点番号はページごとに余白部分に記入する。
- ク. 国有林野の地籍、方位、縮尺、測系番号、境界点（境界標識及び境界番号）、境界線、境界付近の地形、地物、連結点、連結線、測点、測線、孕在地番号、基準点（図根点）、視準線、視準した基準点の名称又は番号、その他特に必要と認めるものは黒書で表示する。ただし、道路については赤（車道は実線による二本線、歩道は破線とする。）、海面、水流、湖沼、溜池等については青で表示する。
- ケ. 境界線と放射測量の測線とが重複するときは、測線の記入を省略する。

5. 座標及び高低計算簿

- (1) 座標及び高低計算簿（以下「計算簿」という。）は、手簿に基づき測系順に検証点も含めて転記する。
- (2) 計算簿は原則として電算処理とする。
- (3) 測系の途中において観測した三角点又は図根点は、座標の計算を行う。
- (4) 放射測量点で二方交会を行った境界点は、座標値及び標高の平均値を記事欄に記入する。
- (5) 境界点を基準点としたときは、次により関係計算簿を整理する。
- ア. 基準となる境界点の計算簿の記事欄に「第○○測系成果表より」と記入する。
- イ. 第二次測系以下の計算簿については、記事欄に基準とした測系番号を記入する。
- (6) 図根点又は三角点を基準とした場合には、計算簿の記事欄に「○○年度図根測量簿から転記」と記入する。
- (7) 検証のための計算は、記事欄に（検証）と記入。

6. 測系図

- 測系図は次により、作成するものとする。
- (1) 実施区域の境界の概略を図示し、図式により国有林側をみどり色で縁取りする。
- (2) 国有林名及び概略の地籍界、基準点名又は番号（境界点を基準点とした場合を含む）測系番号（数字はアラビア数字とする。）測量方法（矢印で示す。）、孕在地番号（括弧を付して番号のみとする。）方位、縮尺その他必要事項を記載する。
- (3) 国有林名及び地籍界、基準点名又は番号、方位、縮尺については、黒書き、測系番号、測量方向、孕在地番号、その他のものについては赤書きとする。
- (4) 縮尺は、2万分の1を標準とし、凡例を記載する。

7. 面積計算順序図

面積計算順序図は、測系順序図に準じて作成するものとする。なお、測系番号に代えて計算順序番号を記載する。

8. 成果等の整理

成果等の整理は、規程第97条及び98条に規定するもののほか、納入成果品内訳書に定めるとおりとする。

IV 境界検測

1. 検測資料の検討

- (1) 検測資料（以下「資料」という。）は、境界査定図、境界図簿及び境界測量関係図簿をいう。

- (2) 資料の検討に当たっては、必要に応じ測量成果を作図し、資料の図面と対比して、相違点の有無を確かめるなど、事前にその精度を十分に検討すること。
- (3) トータルステーション（データコレクタを含む。以下「TS」という。）、セオドライブ、測距儀等（以下「TS等」という。）及びGNSS測量機検測に用いる境界測量成果の優先資料は測量手簿とする。

2. 隣接地所有者の確認

隣接地所有者の確認は、法務局等関係機関において不動産登記簿及び地図（以下「公図」という。）等により、隣接地籍、地目、所有者の住所・氏名等を調査する。

3. 隣接地所有者に対する検測通知書の作成

隣接地所有者を確認したときは、速やかに検測通知書（境界検測作業についてのお知らせ）を作成し、その名簿を添えて監督職員に提出しなければならない。

4. 検測の基準点

検測の基準点は、資料に基づき境界標及びその埋設位置について点検確認しなければならない。

5. 検測の方法

- (1) コンパス検測は直接法により行い、境界点を直接再現し既設標に取付した時、既定の許容範囲内であれば製図誤差修正法により再現点を修正する。
- ア. 検測した境界点の位置の決定に当たっては、測定数値のみにとらわれることなく、査定簿、境界簿の界線記事及び公図等を参照し、測線と境界線の相違に十分配慮すること。
- イ. 資料から、過去に標識を設置していることが確認された境界点については、標識又は標識のこん跡の発見に努めること。なお、発見、確認された標識又は標識のこん跡の位置が資料に照らして正しいと認められる場合は、その点を不動点に準じて取り扱うこと。

(2) TS等及びGNSS測量機による検測は間接法により行う。測量に関してはできるだけ標識の上に機械を設置することとし、放射測量は避ける。又、測距儀のミラーの設置については実測精度向上のためスタンドにより固定し、測的高はできるだけ低く設置して観測を実施する。

（ターゲット使用の場合はこの限りでない。）

ア. 不動点の判断については、座標計算を実施し、座標及び標識の状態から総合的に判断して決定する。ただし、不動点の判断がつかない場合は監督員を経由して、担当技術者の指導を仰ぐこと。

イ. 不動点決定後は、再現用の座標を計算し現地のトラバ一点より再現及び補修を行う。

(3) TS等及びGNSS測量機による検測の結果が許容範囲を超えたときは、検測手簿、資料の数値、基準点の関係等を再検討するとともに、再検測を行わなければならない。

(4) TS等及びGNSS測量機による検測の結果が許容範囲を超えないときは、測定規程第114条第1号のロにより閉合差の修正を行うこと。

なお、TS等による検測の場合は水平角の数値保持に重点をおくものとする。

6. 検測杭の設置

検測により設置した仮点又は再現された境界点には、次により検測杭を設置するものとする。

(1) TS等及びGNSS測量機使用による検測点の仮標は、長さ30センチメートル×3センチメートル以上の角杭（又は直径5センチメートル以上の丸杭）とし、これを堅固に打ち込み、頂面又はその側面に境界番号を記入し、釘を打って中心を表示すること。

(2) コンパスによる検測点の仮標は長さ50センチメートル、直径3～5センチメートル程度の仮標を支障木等で作製し、上部側面を20センチメートル程度削り境界番号を記入した上、十分打ち込んで表示すること。

7. 補点の設置

(1) 天然地形又は固定地物界（里道、水路等）を境界線として境界査定が行われていると認められる箇所において、査定線を維持するための境界点の設置が必要とされる箇所、既設境界点間の距離が長く見通しの悪い箇所等であって境界管理上支障があると認められる箇所には補点を設置する。

(2) 設計図書にない補点の設置は、設計図書にある補点設置の変更が必要と認められる場合、あるいは、地形等の変化により境界点に標識を設置することができない場合は監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

8. 境界番号の変更

境界番号の変更は、次による。

(1) 境界管理上、境界番号の順番を整理することが必要と認められる箇所については、これを改める。

(2) 上記により番号を変更する場合には必ず監督職員に協議し、指示を受けてから変更しなければならない。

9. 境界線の刈払い

境界線の刈払いは、境界線を中心にして概ね1メートル程度を刈払うものとする。

10. 検測手簿（野帳）

(1) T S 等及びG N S S 測量機検測

境界検測（仮トラ）測量手簿、境界検測（再現後）測量手簿をそれぞれ規程に基づき、検測区域又は担当者ごとに冊数番号及びページを付して整理する。

(2) コンパス検測

コンパス検測野帳を検測区域又は担当者ごとに冊数番号及びページを付して整理する。

(3) 検測手簿の水平角は、平均値まで求める。

(4) 資料に基づいて現地に再現した境界点の測定値は、検測手簿に記入するとともに、境界異状の箇所があったときは異状の状況を記事欄に記入する。

(5) 検測の結果、不動点間において閉合差を生じた場合は、F B、F S（水平角と距離の閉合差）を記載するとともに、閉合差の意味を明記する。

(6) 閉合差修正のための再検測は、3行程度空欄を設けて検測記録を記入し、不要事項を元の記録が確認出来るよう2本線で抹消する

11. 境界標の種類

(1) 石 標

上頭部が13センチメートル角以上で、長さ75センチメートル以上の堅質な石材又は類似形の天然石を用い、頂面に十字印を刻んで中心を表示し、一面に山印を、その背面に漢字で番号を刻んだもの。

(2) コンクリート標

上頭部が10センチメートル角以上又は直径13センチメートル以上で、その他については(1)に準じたもの。

(3) 小コンクリート標

上頭部が7センチメートル角以上又は直径8センチメートル以上、長さ60センチメートル以上で、その他については(1)に準じたもの。

(4) 天然岩石標

堅固な岩石で測点に十字印を、民地等の側に山印を、国有林野の側に番号を刻んだもの。

(5) 固定地物標

コンクリート製堰堤等堅固な構造物上の境界点で、測点に十字印を刻んで中心を表示し、民地等の側に山印を、国有林野の側に番号を刻んだもの。

(6) 金属標

上頭部が直径1.5センチメートル以上、長さ5センチメートル以上の金属製のもので、頂面に十字印を刻んで中心を表示したもの。

(7) 合成樹脂標

上頭部が4.5センチメートル角以上又は直径5センチメートル以上で、長さ60センチメートル以上の合成樹脂材を用い、その他については(1)に準じたもの。

12. 境界標識の埋設及び補修

(1) 検測が終了したときは、検測成果に基づいて、規程第50条に定める方法により境界標を埋設する。この場合、境界標識の保全を図るため、傾斜地は適宜斜面を削り取るとともに、小石などを混入して十分突き固めながら埋設しなければならない。

(2) 改設器を用いる埋設に当たっては、改設器をセットする支柱を堅固に打ち込むとともに、改設前後の位置にずれが生じないよう十分注意する。また、ずれのおそれを感じた場合は、再度視準して確認しなければならない。

(3) 地質等により、上記12(1)の埋設が困難な場合には、セメントなどにより固定する。この場合、上記11に定める標識に何らかの加工をしようとするときは、監督職員にその旨を伝え、指示を受けなければならない。

- (4) 土塚は可能な限り原形を残すものとし、標識の保全等で削る場合にも必要最小限にとどめること。
- (5) 改設を行った境界点の旧標識は、新境界標の傍らにおくこと。
- (6) 補修を必要とする既設の標識は、番号を確認の上、上記(1)に準じて補修をする。
- (7) 埋設及び補修等が終了したら速やかに再現後の測量を実施すること。

1 3. 検測上疑義が生じた場合の処理

検測の実施に当たり、次のような疑義が生じた場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

- (1) 資料の測量成果等に不備又は疑義があり、検測作業が困難となったとき。
- (2) 検測の結果、設計図書に記載されている境界点以内、既設の境界標識の位置が誤設であることが確認され、移設を必要とするとき。

1 4. 隣接地所有者等から異議の申し立てがあった場合の処理

検測実施中に、隣接地所有者等から異議や不服の申し立てがあった場合には、直ちに監督職員に連絡し、指示を受けなければならない。

1 5. 成果等の整理

成果等の整理は、規程第119条に規定するもののほか、納入成果品内訳書に定めるとおりとする。

特記仕様書

1. 隣接地所有者等への事前連絡は、「境界検測作業についてのお知らせ」（九局様式計21号）で通知するものとする。
2. 隣接地所有者等への事後連絡は、「境界検測作業終了についてのお知らせ」（九局様式計46）で通知するものとする。
3. 上記1及び2に使用するハガキは支給するものとする。
4. 成果物作成にあたっては「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成21年2月閣議決定）」（以下、「基本方針」という）に適合した製品を使用すること。
なお計算書等に使用する用紙については、九州で流通している間伐材を利用したパルプが配合しているとともに間伐材の利用割合（クレジット）が30%であること。また、「国民が支える森林づくり運動」推進協議会が定める間伐促進のための山元への還元等の取り組みが行われていること。
5. 境界検測等の実行に当たっては、月1回以上監督員と作業内容等の打合せを行うこと。
また、事業期間の中間時点で九州森林管理局に出向き、保全課測定係と作業内容等の打合せを行うこと。
6. 請負事業完了届の提出については審査済の測量成果品の提出を併せて行うこと。
7. 測量成果については、別紙様式により納品すること、あわせて電子データも提出すること。
8. 受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要的消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

特約事項（測定事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出と殺戮が義務付けられている。

のことから、受注者は下記の内容について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、測定事業請負契約書契約条項第18条により対応する。

数　量　内　訳　書

事　業　名：境界検測(沖縄森林管理署 不要存置林野)

場　所：沖縄県八重山郡与那国町字鬱川3027-1 鬱川不要存置林野

◎ 境　界　検　測

| 管理署等名 | 国有林名 | 業　務　別 | 要検測点数 | 境界延長 | 境界標埋設 | 備　考 |
|--------|------|-------|-------|---------|--|-------------------------------|
| 沖縄 | 鬱川 | 境界検測 | 36 点 | 0.90 Km | <input checked="" type="checkbox"/> 32 本 | TS 現況データ入力表(1) 埋設は補修を含む |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 境界検測　計 | | | 36 点 | 0.9 Km | 32 本 | 境界延長切上 |

◎ 境　界　測　量

| 管理署等名 | 国有林名 | 業　務　別 | 境界測量点数 | 境界延長 | 境界標埋設 | 備　考 |
|--------|------|-------|--------|------|-------|--------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 境界測量　計 | | | | | | 境界延長切上 |

境界検測請負事業(沖縄森林管理署 不要存置林野)

沖縄県八重山郡与那国町鬱川3027-1
鬱川不要存置林野

八 3028(2/2)

(座標)



